

合併市に関する調査

記入月日：平成17年2月4日

基礎情報

都道府県・市名	秋田県・秋田市（あきたし）
合併期日	平成17年1月11日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	秋田市山王一丁目1番1号（旧秋田市）
人口（合併直前の国調）	336,646人
面積	905.67km ²
議員定数	46名
関係市町村名	秋田市、河辺町、雄和町

関係市町村合併直前の状況

平成17年1月1日現在。ただし、高齢化比率については、平成16年10月1日現在の秋田県年齢別人口流動調査による。

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	秋田市	318,226	460.10	42	19.9
	河辺町	10,294	301.06	18	29.9
	雄和町	7,881	144.51	18	29.5
合計	-	336,401	905.67	78	-

関係市町村の財政状況

*数値は合併直前の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直前の予算を記入。

平成16年度当初予算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	秋田市	112,928,000	40,445,527	18,051,000	新産、市町村圏	0.663
	河辺町	5,045,446	807,956	1,910,000	山振、邊地、市町村圏、特定農山村	0.301
	雄和町	4,353,605	774,271	1,763,624	山振、邊地、市町村圏、特定農山村	0.325
合計	-	122,327,051	42,027,754	21,724,624	-	-

指定団体等の指定状況については、平成15年度決算統計、財政力指数については、平成16年度交付税算定台帳（H14～H16平均）による。

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年7月7日	解散年月日：平成17年1月7日
内容	<p>協議会は、概ね月1回程度、計12回開催し、次に掲げる事務を行った。</p> <p>(1) 1市2町の合併に関する協議 (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成 (3) 前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項</p>	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度～平成23年度	
基本計画の主要項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち 2 豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまち 3 安心して健康に過ごす助け合いのまち 4 可能性を伸ばし生きがいを持てる文化のまち 5 自ら考え主体となって参加する開かれたまち 	
旧市町村庁舎の利活用	旧秋田市庁舎を本庁舎とし、旧河辺町庁舎を河辺市民センター、旧雄和町庁舎を雄和市民センターとして支所的に利用。空きスペースについては、今後検討する。	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： - 年 - ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：63.4万円	
地域審議会の設置について	有	
内容	<p>地域審議会については、合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開を図るため、次のとおり設置するものとする。</p> <p>1 現在の河辺町、雄和町の区域を単位として、それぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。</p> <p>2 地域審議会の設置に関し必要な事項を、別紙のとおり定めるものとする。</p>	
地方税に関する特例	有	
内容	<p>地方税および関連制度については、秋田市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、1市2町において税率等の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 個人市町民税の均等割については、合併翌年度から秋田市の制度に統一する。</p> <p>2 法人市町民税の均等割および法人税割については、合併年度およびこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>3 固定資産税については、合併年度およびこれに続く4年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>4 事業所税については、合併年度およびこれに続く3年度に限り、課税免除を実施する。</p>	
合併特例債発行限度額（億円）	300億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)</p>
	<p>1 合併の方式 河辺町および雄和町を廃し、その区域を秋田市へ編入する。 2 合併の期日 平成17年1月11日とする。 3 合併後の市の名称 秋田市とする。 4 合併後の市の事務所の位置 秋田市山王一丁目1番1号とする。 5 財産の取扱い 合併時の2町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとする。ただし、2町の財産区については、合併までに、2町と財産区(管理組合等)において協定を締結し、地方自治法第294条第1項の規定に基づき財産区を廃止する。また、廃止後の財産区有財産は、協定に従い、町有財産として秋田市に引き継ぐものとする。 6 議会議員の任期および定数の取扱い (1) 2町の議会議員は、合併時に失職する。 (2) 合併後に、地方自治法第91条第5項の規定に基づき、秋田市議会議員の定数を定める条例を改正し、議会議員の定数を46人とする。さらに、公職選挙法施行令第8条第1項の規定により合併前の秋田市、河辺町および雄和町(以下「1市2町」という。)のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、同令第9条第1項の規定によりこれらの選挙区の議会議員の定数を合併前の秋田市の区域を区域とする選挙区42人、合併前の河辺町の区域を区域とする選挙区2人、合併前の雄和町の区域を区域とする選挙区2人とし、合併前の2町の区域を区域とする選挙区において増員選挙を行う。 (3) 上記(2)の増員選挙で選出された議会議員の任期は、公職選挙法第260条第2項の規定により、合併前の秋田市の議会議員の任期である平成19年5月1日までとする。 7 農業委員会の委員の任期および定数の取扱い 河辺町農業委員会および雄和町農業委員会を秋田市農業委員会に統合する。ただし、合併前の2町の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、平成17年7月19日まで在任するものとする。 8 地方税の取扱い 地方税および関連制度については、秋田市の制度に統一する。ただし、1市2町において税率等の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 個人市町民税の均等割については、合併翌年度から秋田市の制度に統一する。 (2) 法人市町民税の均等割および法人税割については、合併年度およびこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 (3) 固定資産税については、合併年度およびこれに続く4年度に限り、不均一課税を実施する。 (4) 事業所税については、合併年度およびこれに続く3年度に限り、課税免除を実施する。 9 一般職の職員の取扱い (1) 2町の定数内の職員は、すべて秋田市の職員として引き継ぐものとする。 (2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、その細目は、1市2町の長が別に協議して定める。 10 条例、規則等の取扱い 秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。</p>
	<p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p>
	<p>特になし</p>